

長久手市放課後子ども教室推進事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、放課後や学校の休業日において、学校施設を活用して、児童の安全・安心な活動拠点を設け、学びや遊びなどの活動を実施することにより、児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

（設置及び設置場所）

第2条 前条の目的を達成するため、長久手市放課後子ども教室（以下「放課後子ども教室」という。）を設置する。設置場所は長久手市立西小学校内、長久手市立南小学校内及び長久手市立東小学校内とする。

（活動場所）

第3条 放課後子ども教室の活動場所は、学校の余裕教室とする。
2 活動場所の使用にあたっては、学校教育の運営上支障がないようにしなければならない。

（対象者）

第4条 放課後子ども教室の参加対象児童は、放課後子ども教室を設置している小学校に在学し、参加を希望する児童とする。

（開室期間）

第5条 放課後子ども教室の開室期間は、4月の給食開始日から翌年の3月末までとする。

（開室日及び開室時間）

第6条 放課後子ども教室の開室日及び開室時間は、別表1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、開室日及び開室時間を変更することができる。

（参加申込）

第7条 放課後子ども教室への参加を希望する児童の保護者は、長久手市放課後子ども教室参加申込書（様式第1）（以下「参加申込書」という。）を市長に提出するものとする。

（定員）

第8条 放課後子ども教室の定員は1教室につき60人とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

（参加児童の決定）

第9条 市長は、第7条による参加申込書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ参加の可否を決定し、長久手市放課後子ども教室参加決定通知書（様式第2）により参加申込者に通知するものと

する。ただし、参加申込が定員を超えた場合は、厳正かつ公平な抽選により参加児童を決定するものとする。

(参加の辞退)

第 10 条 放課後子ども教室への参加を辞退するときは、速やかに長久手市放課後子ども教室参加辞退届(様式第 3)を市長に提出するものとする。

(参加方法等)

第 11 条 放課後子ども教室への参加は、児童が参加を希望する日とし、開室時間内であっても希望する時間に帰宅することができる。
2 児童が帰宅する場合は、原則として児童の保護者が同伴しなければならない。

(活動内容)

第 12 条 放課後子ども教室の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 自主学習
- (2) 自由遊び
- (3) 異年齢交流
- (4) 指導員の指導による体験活動
- (5) その他市長が適当と認める事業

(運営体制)

第 13 条 放課後子ども教室を実施するためにコーディネーター及び指導員を置き、その職務は、次に定める。

- (1) コーディネーター 事業の円滑な実施のための企画・運営及び指導員間の連絡・調整を行う。
- (2) 指導員 児童に対し、適切な指導及び安全管理を行う。

(費用負担)

第 14 条 放課後子ども教室に参加する児童の保護者は、別表 2 に定める費用を負担するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱の施行に必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

第 5 条について、平成 25 年度の南小学校の開室期間については、6 月からとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度参加申込から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 6 条 関係)

開室日	開室時間
<p>月曜日から金曜日まで ただし、4月1日から4月の給食開始日の前日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月28日～翌年1月4日まで）、お盆（8月13日～8月15日）、小中学校管理規則（平成14年長久手市教育委員会規則第1号）第3条第1項第7号に規定する日を除く。</p>	<p>下校時から午後4時50分まで 長期休業日、始業式、終業式、修了式及び4時間授業時は原則、午後1時30分から午後4時50分まで（ただし、教室運営において必要と認める場合は、午後1時00分から午後4時50分まで開室とする。）</p>

別表 2 (第 14 条 関係)

費用の種別	費用の額（参加者 1 人につき）
<p>傷害保険料</p>	<p>年額 800 円</p>